事務連絡

平成24年12月19日

各府省担当部局　御中

復興庁原子力災害復興班

「届出避難場所証明事務処理要領」の周知及び適切な支援の協力について

　今般、総務省から「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している住民の避難場所に関する証明について（通知）（平成24年12月19日付け総行住第102号・総行市第175号）」が各都道府県知事・各指定都市市長あて発出され、別添の通り、各府省あてにも通知されたところです。

　これは、避難元の団体である福島県及び同県内の市町村から、避難生活において民間契約等の際に避難住民がその場所について証明することを求められる事例があり、避難場所に関する証明書を発行する必要があるとの意見が寄せられたことから、総務省において「届出避難証明事務処理要領」をとりまとめられたものです。

復興庁としても、避難場所の証明を求められた場合に避難住民の生活上の支障ができるだけ生じないように対応する必要があると考えており、今回の届出避難場所証明は、１つの有効な手段になるものと考えます。

つきましては、本通知の内容を関係部局並びに関係団体等に対し広く周知いただくとともに、貴府省所管の事務の遂行にあたり、届出避難場所証明の活用も含め、避難場所の証明に関して避難住民に生活上の支障が生じないように最大限の御配慮をお願いします。

（連絡先）

復興庁原子力災害復興班

佐藤、曾我部

電話：０３－５５４５－７３６９

FAX：０３－５５４５－０５２７

E-mail：ryo.sogabe@cas.go.jp